

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業 施設使用契約書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、多摩川見晴らし公園周辺利活用事業（以下「本事業」という。）に関して、令和●年●月●日付で締結した「多摩川見晴らし公園周辺利活用事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、「多摩川見晴らし公園周辺利活用事業 公募設置等指針（募集要項）及び付属資料（以下「募集要項等」という。）」を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した「多摩川見晴らし公園利活用事業 公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）」に基づき、多摩川見晴らし公園（船着き場等を含む。）において、河川法その他関係法令等による制約及び水辺空間の特性を踏まえながら、水辺のにぎわい創出に向けた取組を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約に定めのない事項については、基本協定によるものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2 本契約は、占用許可（河川）の状況その他関係法令等を踏まえ、甲乙協議の上、5年毎に更新又は再契約するものとする。

（使用施設の範囲）

第3条 本契約における使用範囲は、別図に示す範囲とする。

（用途の制限）

第4条 乙は、使用範囲を認定公募設置等計画に記載した事業に使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（関係手続）

第5条 乙は、本事業の実施に当たり、都市公園法、川崎市都市公園条例、河川法その他関係法令等に基づき必要となる手続に協力するものとする。

2 乙は、占用許可（河川）その他関係手続に必要な資料、図書その他の内容について作成し、甲へ提出するものとする。

（第三者の使用）

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、本契約の範囲内において第三者（以下「丙」という。）を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、丙に対し、本契約、基本協定、認定公募設置等計画及び関係法令等を遵守させるものとする。

3 第1項の規定に基づく丙の使用は全て乙の責任において行うものとし、本事業に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供してはならない。ただし、前条に規定する丙を除く。

(河川又は公園の管理に関わる事項)

第8条 乙は、河川又は都市公園を法令に基づき管理する者（以下「管理者」という。）が付する占有条件を遵守するとともに、管理上又は公益上やむを得ないと認めて行う指示に従い、乙の責任の有無にかかわらず、乙の負担において、速やかに必要な措置を講じるものとする。また、乙は、管理者からの指示があった際には、速やかに甲に報告することとする。

2 前項の規定により管理者が指示を行おうとする場合において、乙を確知することができないときは、乙に代わり管理者自らが必要な措置を講じることとし、乙はこれを了承するものとする。

3 乙は、本契約をもって、前2項の措置に伴う損害の補填、補償を、甲又は管理者に請求することはできない。

(使用料)

第9条 乙は、本契約に基づく使用について、川崎市都市公園条例その他関係法令等に基づき使用料を負担するものとする。

2 使用料の額、納付時期及び納付方法については、甲が別に定めるところによる。

3 条例改正その他関係法令等の変更により使用料の額その他条件が変更となった場合は、変更後の内容によるものとする。

(管理運営)

第10条 乙は、本契約、基本協定、認定公募設置等計画及び関係法令等に基づき、安全かつ適切に本事業を実施するものとする。

2 乙は、使用範囲における維持管理、清掃、美化、利用者対応、苦情対応その他必要な管理運営を適切に実施するものとする。

(イベント等の実施)

第11条 乙は、イベント等の実施に当たり、運営体制を確立し、適切な人員配置その他必要な体制を確保するとともに、安全かつ円滑な運営を行うものとする。

2 乙は、イベント等の実施に関し、丙その他イベント等に関わる第三者に対し、本契約、基本協定、認定公募設置等計画及び関係法令等を遵守させるとともに、安全管理、撤去計画、廃棄物処理その他必要な措置を講じさせなければならない。

3 乙は、公園利用者、地域住民その他関係者の安全・安心の確保、騒音その他周辺環境への配慮及び公園利用者等の円滑な利用に配慮するものとする。

4 乙は、イベント等の実施に必要な仮設設備、機材その他必要な物件について、安全性、景観及び公園利用者の動線に配慮して設置するとともに、適切に維持管理を行うものとする。

5 乙は、出水時その他緊急時における利用者避難、設備撤去その他必要な対応について、あらかじめ撤去計画その他必要な計画を策定し、適切に実施するものとする。

6 乙は、イベント等の終了後、仮設設備、機材その他設置物について、速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

7 乙は、事故、苦情その他トラブルの防止に必要な措置を講じるとともに、発生時には速やかに必要な対応及び甲その他関係機関への報告を行うものとする。

8 乙は、イベント等の実施に当たり、河川管理者その他関係機関から条件又は指示が付された場合は、

これを遵守するものとする。

- 9 乙は、本事業の実施状況及び利用状況の把握に努めるとともに、甲から協力を求められた場合は、利用者アンケートその他必要な事項について協力するものとする。

(営業時間等)

- 第 12 条 営業時間は、最長で午前●時から午後●時までの範囲とする。ただし、周辺環境への配慮等、十分に検討を行い、事前に甲の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- 2 定休日及び臨時休業日の設定については、乙の判断により定めるものとする。
- 3 強風、大雨、河川の水位上昇等の事象が予想される場合、営業開始前に甲と定める条件に応じ、乙の判断により警戒態勢の構築、営業中止の措置を行うものとする。
- 4 前2項の規定により、休業又は営業中止の判断をする際は、乙は甲に速やかにその旨を通知するものとする。

(甲の管理)

- 第 13 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知した上、乙に対し、その業務の実施状況その他必要な事項に関して質問し、使用範囲に立入調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定において、緊急又は非常の場合であって、あらかじめ乙に通知できないとき又は乙に支障を及ぼすおそれのないときは、通知を要しない。
- 3 乙は、第1項の規定による請求があったときは、正当な理由なく、その請求を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告等を遅延してはならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 14 条 本事業の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者からの苦情処理)

- 第 15 条 乙又は丙は、使用範囲での自己の営業に起因し、又はこれに関連して生じた第三者からの苦情若しくは第三者との間の事故等が生じ営業に支障を来し、又は来すおそれがあるときは、乙が速やかに甲に報告するとともに、責任をもって解決するものとする。

(契約の変更)

- 第 16 条 認定公募設置等計画の変更が生じた場合は、甲乙協議の上、書面により本契約の内容を変更することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、使用範囲、契約期間その他本契約の履行上変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、書面により本契約の内容を変更することができる。

(秘密の厳守)

- 第 17 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報について、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(暴力団員等からの不当介入等に対する措置)

第 18 条 乙は、本事業に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（本事業を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 19 条 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所とする。

(協議)

第 20 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

2 本契約における協議、報告、申出、甲による承諾は、書面により行うこととする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

甲	所在地	川崎市川崎区宮本町 1 番地	
	代表者氏名	川崎市長	ⓐ
乙	代表法人		
	所在地	●●●●●●	
	商号又は名称	●●●●●●	
	代表者氏名	●●●●●●	ⓑ

乙の提案に応じて以下の別紙を添付
別図 事業区域及び使用範囲